


令和 8 年度  
赤い羽根共同募金助成   
「ボランティア団体活動支援事業」

## 募集要項



令和 8 年 4 月

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会  
ボランティアセンター

## 助成事業の概要

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的として『**草の根的な活動をするボランティア団体**』に対し、その活動を支援する目的で、赤い羽根共同募金の助成金により社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会（以下「本会」という）が活動費を助成するものです。

～草の根的な活動とは～

その活動が、会員一人ひとりの自発的な意思に基づいて展開されており、草の根のように地域に広がり、根付いている活動です。



## 助成対象団体

**宮崎市域に活動拠点を置き、宮崎市民を対象とする地域活動や福祉活動を目的に活動する非営利なボランティア団体**で、次の要件を満たす団体の事業が対象となります。

- (1) 本会ボランティアセンター及び宮崎市民活動センターに団体登録し、申請開始日までに1年以上経過していること。
- (2) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、福祉の増進に寄与する活動を行っていること。
- (3) 赤い羽根共同募金の趣旨について理解し、この運動に自ら積極的に参画、推進できること。また、赤い羽根共同募金運動に寄与する活動を行っていること。
- (4) 適正な団体運営（活動計画、活動報告、予算、決算等）が行われていること。
- (5) ボランティア活動を行うことを主目的とした団体、または、団体活動の一環としてボランティア活動を行っている団体であること。

## 助成事業の流れ

①本募集要項を確認し、各団体で申請内容について検討・共有した上で、必要書類をご準備ください。

※助成対象団体の要件を満たしているか、また、助成対象経費か、十分にご確認ください。



②最寄りの本会各ボランティアセンターへ、必要書類(P.2 参照)をご提出ください。

**★申請期限：R8年5月29日(金) 16:00 まで★**



③必要に応じてヒアリングを行い、本会にて審査を実施します。



④～R8年7月中旬頃～ 本会より決定通知を送付します。



⑤～R8年7月下旬頃～ 請求書・通帳コピー(※団体名義の通帳に限る)をご提出ください。



⑥～R8年8月上旬頃～ 団体の指定口座へ助成決定額を入金します。



⑦実績報告書をご提出ください。※原則、事業終了後1か月を目途にご提出ください。

**★提出期限：R9年4月23日(金)★**

助成決定に係るスケジュールは目安となります。状況により変更となる可能性がありますので、予めご了承ください。

## 助成基準額

1 団体、1 事業に限り、上限額を10万円（千円未満は切捨て）とし、事業総額の1割以上を自己負担とすること。

## 助成申請方法

助成を希望する場合は、下記に記載の所定の申請書類（様式1～4）と添付書類を、最寄りの本会各ボランティアセンターへ提出してください。

- |                                |                |               |
|--------------------------------|----------------|---------------|
| ① 事業申請書（様式1）                   | ② 事業計画書（様式2）   | ③ 事業予算書（様式3）  |
| ④ 団体概要書（様式4）                   | ⑤ 会の定款又は規約、会則  | ⑥ 団体の前年度事業報告書 |
| ⑦ 団体の前年度決算書                    | ⑧ 団体の当該年度事業計画書 | ⑨ 団体の当該年度予算書  |
| ⑩ 備品購入・小破修理等についてはパンフレット・見積書の添付 |                |               |

※団体のことがわかる発行物（パンフレット・機関紙等）がありましたら添付ください。

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

※提出は、直接持参（月曜～金曜午後4時00分迄、祝日は除く）又は郵送（当日消印有効）。

## 申請期限

令和8年5月29日（金）16:00必着

## 助成事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施される事業

## 助成対象経費とその例

\*助成対象となる経費は、『事業に直接必要となるもの』に限ります。

費目	内容
消耗品費	事業や活動に必要な書類や道具で、単価が1万円未満のもの (例: コピー用紙、事務用品、感染症対策のための消毒液、マスク、材料費等)
器具什器費	事業や活動に <u>直接必要な器具、備品等</u> で、単価が1万円以上のもの (例: 映写会を行うためのプロジェクターやスクリーン等) <u>(※パソコン・カメラ・プリンター・マイク・机・椅子など、汎用性の高い備品は対象外)</u> (※必ずパンフレット・見積書を添付すること) <u>(※過去に本助成にて類似内容の購入がある場合は、不採択となる場合あり)</u>
賃借料	事業や活動に必要な器具、備品、会場を借りた際の使用料
諸謝金	研修会等の外部講師への諸謝金 (※ <u>会員に対する諸謝金は対象外</u> )
旅費交通費	① 研修会等の外部講師への旅費交通費 (※ <u>会員に対する旅費交通費は対象外</u> ) ② 外部に依頼したボランティアへの旅費交通費 (※ <u>1回につき1人あたり1,000円以内とする</u> )

印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費 (※業者印刷の場合は、必ず見積書を添付すること)
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬等に必要経費
損害保険料	事業や活動にかかる保険料(例:ボランティア行事保険等) (※ボランティア活動保険に係る費用は、自己負担とする)
修繕費	事業や活動に必要な機器等の修理費
その他	必要と本会が認める経費 (※申請前に必ずご相談ください。)

## 助成対象とならない事業

次の事業・団体は、助成対象としない。

- (1) 団体の構成員のみを参加対象とするもの  
(サークル活動、趣味活動、ふれあいサロン活動、当事者団体等のクリスマス会など自助活動、構成員のスキルアップのための研修会等)
- (2) 事業・活動の効果が団体構成員に限定されるもの
- (3) 団体維持の為に必要経費  
(人件費・家賃・水道光熱費・事務所等の電話代やインターネット通信料・申請事業と無関係な事務機器購入等)
- (4) 営利活動、政治、宗教、組合等の運動をその方法として行うもの
- (5) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの
- (6) 借入金の返済及び負債整理の補てんとなるもの
- (7) 経営の基盤、管理が不十分で安定性や継続性の乏しい状態、また地域住民から信頼されていない者が行うもの
- (8) 助成による効果が期待できないもの
- (9) 他の補助金との重複助成や、他の財源をもって実施することが適当と認められるもの
- (10) 県域を対象とした事業
- (11) 経営上余裕がある団体が行う事業(前年度決算書を基に本会が判断する)
- (12) その他、本会において適当と認められないもの

※ただし、事業内容によっては助成対象経費と認められる場合がありますので、ご相談ください。

## 助成の決定

- 助成金の配分については、本会が審査を行い決定します。  
(申請内容について電話等で確認を行う場合があります。)
  - 審査にあたっては、本事業の予算の範囲内で助成金額及び助成先を決定します。申請状況により助成希望額の合計が予算を超えた場合には、減額決定や不採択となる場合があります。
- ※本助成金の入金は、**団体名義の口座**に限ります(※個人名義の口座への入金はできません)。  
**団体口座がない場合には、新たに口座開設が必要です。請求書提出期限までに口座開設がない場合は、決定が却下となります。**

## 助成額の変更

本助成決定後は、申請書に記載された事業計画に沿って事業を実施してください。変更が生じた場合は、事業実施前に本会へご相談のうえ変更届出を提出し、本会の承認を受けてください。

また、助成交付後に事業計画の変更等により不要額が生じた場合には、本会へ返納することになります。

## 助成金の取消及び返還

助成金決定者が以下に該当となる場合には、助成決定の取消しや助成金の全部、または一部を返還とする場合がありますのでご注意ください。

- (1) 助成決定後、事業の一部または全部を廃止した場合
- (2) 事業を実施する見込みがない場合
- (3) 事業を実施するに当たり、本会が改善等を求めた事柄に対して改善の努力をしない、または改善の見込みがない場合
- (4) 本会の承認を受けずに、事業内容等を変更して実施した場合
- (5) その他本会が不相当と認めた場合



## 助成金の明示

助成決定後において、赤い羽根共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報活動を行ってください。

※チラシやポスター、購入備品等には、「赤い羽根共同募金 ボランティア団体活動助成事業」による助成を受けている旨を表示してください。報告の際は、チラシや写真の提出をお願いします。(必須)

## 助成事業の報告

助成を受けた団体は、所定の報告書に必要書類を添付のうえ、助成決定事業終了後 1 か月を目途に提出すること。ただし、助成決定事業が年度末に終了するものについては、令和 9 年 4 月 23 日(金)までに提出すること。

※助成決定事業に係るすべての領収書コピー(宛名は団体名)の提出、事業風景や購入物品の写真の提出が必要です。

### 【ご提出・お問合せ先】 宮崎市社会福祉協議会ボランティアセンター

みやざき：〒880-0930	宮崎市花山手東 3 丁目 25-2	☎0985-52-7170 (直)
さどわら：〒880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂 12948 番地 1	☎0985-36-2022 (直)
た の：〒889-1701	宮崎市田野町甲 2848 番地 1	☎0985-86-2017 (代)
たかおか：〒880-2221	宮崎市高岡町内山 2877 番地	☎0985-82-4721 (代)
きよたけ：〒889-1613	宮崎市清武町西新町 8 番地 6	☎0985-55-6207 (代)

★申請書の様式は、  
本会 HP からダウンロード  
することができます！



宮崎市社協 HP